

## 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正（案）

平成 27 年 5 月 15 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第 3 条 (1)～(18) (略)</p> <p>(19) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第 58 条第 1 項 <u>第 26 号</u> に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。</p> <p>(20)～(21) (略)</p> <p><u>(22) 不動産等及びインフラ資産等の開示 不動産等（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「不動産投信等規則」という。）第 3 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）及び資産対応証券等（不動産投信等規則第 3 条第 3 項に規定するものをいう。以下同じ。）、インフラ資産等（インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「インフラ投信等規則」という。）第 3 条第 5 項に規定するものをいう。以下同じ。）、インフラ関連資産（インフラ投信等規則第 3 条第 6 項に規定するものをいう。以下同じ。）を組入れた投資信託財産の開示については、投資信託計算書類規則第 58 条の規定の他、第 7 章不動産投信、第 9 章インフラ投信の規定が適用されることに留意するものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 3 条の 2 (略) 第 3 条の 3 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 当該投資信託のデータ 次に掲げる事項をグラフ等を用いわかりやすく表示するものとする。 ① 当該投資信託の組入資産の内容 投資信託計算書類規則第 58 条の 2 第 1 項第 5 号から <u>第 17 号</u> に規定の資産につき、次に掲げる方法により表示するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同 左)</p> <p>(本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第 3 条 (1)～(18) (同 左)</p> <p>(19) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第 58 条第 1 項 <u>第 22 号</u> に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。</p> <p>(20)～(21) (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>第 3 条の 2 (同 左) 第 3 条の 3 (1)～(5) (同 左)</p> <p>(6) 当該投資信託のデータ 次に掲げる事項をグラフ等を用いわかりやすく表示するものとする。 ① 当該投資信託の組入資産の内容 投資信託計算書類規則第 58 条の 2 第 1 項第 5 号から <u>第 8 号及び第 10 号から第 15 号</u> に規定の資産につき、次に掲げる方法により表示するものとする。</p> <p>2～4 (同 左)</p>

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

新	旧
<p>第 4 条～第 19 条の 2 (略)</p> <p>(任意開示投資信託) 第 20 条 <b>第 18 条及び第 19 条</b>の規定にかかわらず、私募の投資信託、上場投資信託（政令第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。）及びクローズド期間中の単位型投資信託その他の細則で定める投資信託（以下「任意開示投資信託」という。）については、委託会社の判断により開示を行うものとする。</p> <p>*細則第 12 条</p> <p>第 6 章不動産投資信託の運用報告書の表示事項 第 21 条 (略)</p> <p>(本文中に表示すべき項目と表示順) 第 22 条 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第 58 条第 1 項<b>第 26 号</b>に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。</p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。）を、<u>再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。</u> なお、<u>再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等の運用報告書等に関する委員会決議（以下、「インフラ投信等委員会決議」という。）の別表 6（14）組入資産明細に規定の表の他、特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エ</u></p>	<p>第 4 条～第 19 条の 2 (同 左)</p> <p>(任意開示投資信託) 第 20 条 <b>前 2 条</b>の規定にかかわらず、私募の投資信託、上場投資信託（政令第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。）及びクローズド期間中の単位型投資信託その他の細則で定める投資信託（以下「任意開示投資信託」という。）については、委託会社の判断により開示を行うものとする。</p> <p>*細則第 12 条</p> <p>第 6 章不動産投資信託の運用報告書の表示事項 第 21 条 (同 左)</p> <p>(本文中に表示すべき項目と表示順) 第 22 条 (1)～(7) (同 左)</p> <p>(8) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第 58 条第 1 項<b>第 22 号</b>に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。</p> <p>(9)～(13) (同 左)</p> <p>(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。）を添付することができるものとする。</p>

新	旧
<p>エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項各号に定める基準への適合に関する事項を表示するものとする。</p> <p>また、<u>公共施設等運営権</u>を表示するに際しても、<u>インフラ投信等委員会決議別表6(14)組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況(公共施設等の運営等に係る委託契約の内容(契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。)、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。)、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項)、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。</u></p> <p>(15) その他資産の状況 当期末における不動産等、<u>資産対応証券等及びインフラ資産等</u>以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。</p> <p>ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産(ヘッジ手段として使用されているものをいう)についてはその表示を省略することができるものとする。</p> <p>(16) ～ (21) (略)</p> <p>(22) <u>不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産</u>の売買状況等期中における不動産等及び資産対応証券等、<u>インフラ資産等及びインフラ関連資産</u>の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(23) ～(28) (略)</p> <p>(29) <u>不動産等及びインフラ資産等</u>の評価方法の変更 当期中に不動産、不動産の賃借権又は地上権<u>及びインフラ資産等</u>の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額及び変更理由を表示するものとする。</p> <p>(30) ～ (33) (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第24条 不動産投資信託の運用報告書に係る第22条に規定する表示事項(第2号、第5号から第11号、<u>第14号②及び③</u>、第24号及び第31号を除く。)は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。</p> <p>*不動産投信等の委員会決議1</p> <p>第24条の2～第25条 (略)</p>	<p>(15) その他資産の状況 当期末における不動産等<u>及び</u>資産対応証券等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。</p> <p>ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産(ヘッジ手段として使用されているものをいう)についてはその表示を省略することができるものとする。</p> <p>(16) ～ (21) (同 左)</p> <p>(22) 不動産等及び資産対応証券等の売買状況等 期中における不動産等及び資産対応証券等の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(23) ～(28) (同 左)</p> <p>(29) 不動産等の評価方法の変更 当期中に不動産、不動産の賃借権又は地上権の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額及び変更理由を表示するものとする。</p> <p>(30) ～ (33) (同 左)</p> <p>第23条 (同 左)</p> <p>第24条 不動産投資信託の運用報告書に係る第22条に規定する表示事項(第2号、第5号から第11号、第24号及び第31号を除く。)は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。</p> <p>*不動産投信等の委員会決議1</p> <p>第24条の2～第25条 (同 左)</p>

新	旧
<p>(本文中に表示すべき項目と表示順) 第 26 条 (1) ~ (13) (略)</p> <p>(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表(投資法人の計算に関する規則(平成 18 年府令第 47 号、以下「投資法人計算書類規則」という。)第 80 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。)を、不動産等については不動産等明細表(投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。)を、<u>再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表(投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。)を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表(投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。)を添付することができるものとする。</u></p> <p><u>なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表 6 (14) 組入資産明細に規定の表の他、特定供給者又は供給者に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項)、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人財産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第 1 項各号に定める基準への適合に関する事項を表示するものとする。</u></p> <p><u>また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表 6 (14) 組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況(公共施設等の運営等に係る委託契約の内容(契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。)、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。)、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項)、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。</u></p> <p>(15) その他資産の状況 当期末における不動産等、<u>資産対応証券等及びインフラ資産等</u>以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。</p> <p>ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産(ヘッジ手段として使用されているものをいう)についてはその表示を省略することができるものとする。</p>	<p>(本文中に表示すべき項目と表示順) 第 26 条 (1) ~ (13) (同 左)</p> <p>(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表(投資法人の計算に関する規則(平成 18 年府令第 47 号、以下「投資法人計算書類規則」という。)第 80 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。)を、不動産等については不動産等明細表(投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。)を添付することができるものとする。</p> <p>(15) その他資産の状況 当期末における不動産等<u>及び</u>資産対応証券等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。</p> <p>ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産(ヘッジ手段として使用されているものをいう)についてはその表示を省略することができるものとする。</p>

新	旧
(16) ～ (23) (略)	(16) ～ (23) (同 左)
(24) 不動産等及び資産対応証券等、 <u>インフラ資産等及びインフラ関連資産</u> の売買状況等 当期中における不動産等及び資産対応証券等、 <u>インフラ資産等及びインフラ関連資産</u> の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。	(24) 不動産等及び資産対応証券等の売買状況等 当期中における不動産等及び資産対応証券等の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。
(25) ～ (30) (略)	(25) ～ (30) (同 左)
(31) 不動産等 <u>及びインフラ資産等</u> の評価方法の変更 当期末又は当期中に不動産、不動産の賃借権又は地上権 <u>及びインフラ資産等</u> の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額、変更理由及びその他特記事項を表示するものとする。	(31) 不動産等の評価方法の変更 当期末又は当期中に不動産、不動産の賃借権又は地上権の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額、変更理由及びその他特記事項を表示するものとする。
(32) ～ (35) (略)	(32) ～ (35) (同 左)
第 27 条 不動産投資法人の運用報告に係る前条に規定する表示事項（第 2 号、第 5 号から第 11 号、 <u>第 14 号②及び③</u> 、第 26 号及び第 33 号を除く。）は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。 *不動産投信等の委員会決議 2	第 27 条 不動産投資法人の運用報告に係る前条に規定する表示事項（第 2 号、第 5 号から第 11 号、第 26 号及び第 33 号を除く。）は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。 *不動産投信等の委員会決議 2
<p><u>第 8 章 インフラ投資信託の運用報告書の表示事項</u> <u>(表紙の表示事項)</u></p> <p><u>第 28 条 インフラ投資信託（以下「インフラ投信」という。）の運用報告書の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。</u></p> <p><u>(1) 「運用報告書」の表示</u> <u>(2) 当該インフラ投信の名称</u> <u>(3) 期別及び決算年月日（計算期間が 6 ヶ月未満のインフラ投信については、各計算期及び各決算年月日）</u> <u>(4) 委託会社の名称及び住所</u></p> <p><u>(本文中に表示すべき項目と表示順)</u></p> <p><u>第 29 条 インフラ投信の運用報告書の本文には、当該インフラ投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</u></p> <p><u>(1) 投資信託財産の運用状況等の推移 当期以前 5 期以上の各計算期間の営業収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額（一口（一取引単位をいう。）当たり純資産額をいう。）及び自己資本比率を表示するものとする。</u> <u>(2) 当期の資産の運用の経過 当該インフラ投信の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中（計算期間が 6 ヶ月未満のものは当該計算期間の</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>末日から過去6ヵ月間の期間とする。以下この章において同じ。)におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。併せて、前期の運用報告書に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。</p> <p>(3) 信託元本等の状況 当期中に公募による信託元本の増加等があった場合は、受益権口数の推移等について表示するものとする。</p> <p>(4) 分配金等の実績 当期以前5期以上の計算期間毎の分配金等(計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間に支払われた分配金等とする。)について、利益からの分配金及び投資元本の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。</p> <p>なお、インフラ投信等規則第28条の2に規定する每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。</p> <p>また、インフラ投信等規則第28条の3に規定する每期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。</p> <p>(5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて約款に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いることと併せて簡潔に表示するものとする。</p> <p>(6) 対処すべき課題 当該インフラ投信の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。</p> <p>ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項についての表示を省略することができるものとする。</p> <p>(7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該インフラ投信に生じた状況に関する事実で、当該インフラ投信の運営、収益状況及び受益者の権利に係る重要な事実について表示するものとする。</p> <p>(8) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第58条第1項第26号に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。</p> <p>(9) 出資の状況 発行する受益権の総数、発行済受益権口数の総数及び受益者数を表示するものとする。</p> <p>(10) 主要な受益者 当期末において、受益権の総口数に対し、保有する口数の比率が高い順に上位10名(社)の氏名又は名称及び受益権の口数を表示するものとする。ただし、上位10名(社)の中に個人が含まれる場合において、当該個人の総口数に対する保有比率が10%に満たない場合には、氏名の表示に代えて個人である旨の表示ができるものとする。</p> <p>(11) 当期末における受託銀行の名称</p> <p>(12) 投資信託財産の構成 当期末における資産の種類毎の額の総資産額に対する比率を表示するものとする。この場合、各資産の実質的なインフラ資産の組入比率及びインフラ投信等規則第3条第5項第3号及び同規則第3条第6項第2号に掲げ</p>	

新	旧
<p>る資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。</p> <p>(13) <u>主要な保有資産</u> 当期末に保有している資産のうち帳簿価額の上位 10 位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全賃貸可能面積及び全賃貸収入等に占める比率等を表示するものとする。</p> <p>(14) <u>組入資産明細</u> 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。</p> <p>ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表 6（14）組入資産明細に規定の表の他、特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第 1 項各号に定める基準への適合に関する事項を表示するものとする。</p> <p>また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表 6（14）組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。）、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。</p> <p>(15) <u>その他資産の状況</u> 当期末におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。</p> <p>ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産（ヘッジ手段として使用されているものをいう）についてはその表示を省略することができるものとする。</p> <p>(16) <u>国及び地域毎の資産保有状況</u> 複数の国及び地域の海外インフラ関連資産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示</p>	

新	旧
<p>するものとする。</p> <p>(17) <u>資本的支出の予定</u> 作成日前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。</p> <p>(18) <u>期中の資本的支出</u> 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。</p> <p>(19) <u>長期修繕計画のために積立てた金銭</u> 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前5期以上の計算期間（計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期末から過去5年間以上の期間における計算期間とする。）について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。</p> <p>なお、インフラ投信等規則第28条の2に規定する每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。</p> <p>(20) <u>運用等に係る費用明細</u> 当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額並びにそれらに対価とする役務の内容を表示するものとする。</p> <p>(21) <u>借入状況</u> 当期中において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、前期末残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法及び用途をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(22) <u>インフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況等</u> 期中におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(23) <u>その他の資産の売買状況等</u> 期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(24) <u>特定資産の価格等の調査</u> 投資信託計算書類規則第58条第1項第20号に規定する事項について表示するものとする。</p> <p>(25) <u>利害関係人等及び主要株主との取引状況</u> 当期中における利害関係人等及び主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。</p> <p>なお、この場合の利害関係人等とは、以下の（イ）～（ハ）いずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>（イ） 政令第17条に定める利害関係人等</p> <p>（ロ） 委託会社の利害関係人等及び主要株主とインフラ資産等に係る一任型の投資顧問契約（「不動産投資顧問業登録規程（平成12年建設省告示第1828号）第2条第5項」又は「金商法第2条第8項第12号ロ」に規定する投資一任契約をいう。第34条第27号において同じ。）を締結している法人、組合、信託その他これに類似するもの（以下本号及び第34条第27号において「法人等」という。）</p> <p>（ハ） 委託会社の利害関係人等及び主要株主が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等</p> <p>(26) <u>委託会社が営む兼業業務に係る当該委託業者との間の取引の状況等</u> 委託会社</p>	



新	旧
<p>が、<u>第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）、不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第4項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）又は商品取引受託業務を営んでいる場合にあっては、当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者又は商品取引受託業者である当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。</u></p> <p><u>(27) 資産、負債、元本及び損益の状況 当期末（計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期間における各計算期間の末日とする。以下この章において同じ。）の資産、負債、元本及び損益の状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。</u></p> <p><u>(28) 減価償却額の算定方法の変更 当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。</u></p> <p><u>(29) インフラ資産等及び不動産等の評価方法の変更 当期中にインフラ資産、インフラ投信等規則第3条第5項第2号に規定する資産（以下、「インフラ資産に伴う土地・建物等」という。）、不動産、不動産の賃借権又は地上権の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額及び変更理由を表示するものとする。</u></p> <p><u>(30) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第6条の5に定める同規則第6条の3に掲げる取得等を行った場合に運用報告書等に記載する事項は以下に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無</u></p> <p><u>(ロ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間の取得、処分の履歴</u></p> <p><u>(ハ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率</u></p> <p><u>(ニ) その他、投資主等の保護の観点から必要な事項（当期末を含めて過去5年間に取得、処分を行っている場合に限る。）</u></p> <p><u>(31) お知らせ 当期中において、約款の変更又は運用体制の変更等を行った場合若しくは委託会社が受益者に周知することが適当と認める事象が生じた場合は、当該事象等の内容を表示するものとする。ただし、当該事象等の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>*細則第15条</u></p> <p><u>(親投資信託に係る開示)</u></p> <p><u>第30条 第4条の規定は、投資信託財産で親投資信託の受益証券を組入れている場合について準用する。</u></p>	

新	旧
<p>(様式及び表示要領)</p> <p>第 31 条 <u>インフラ投信の運用報告書に係る第 29 条に規定する表示事項(第 2 号、第 5 号から第 11 号、第 14 号①及び②、第 24 号及び第 31 号を除く。)</u>は、<u>自主規制委員会</u>が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。</p> <p>*インフラ投信等委員会決議 1</p> <p>(投信法第 14 条第 4 項に規定の書面の作成及び交付)</p> <p>第 32 条 <u>投信法第 14 条第 4 項の規定に従い、委託会社は、同条第 1 項の運用報告書の記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>この場合、投資信託財産計算書類規則第 58 条の 2 の規定に従い、第 3 章の交付運用報告書に係る規定を参考として、当該書面を作成し、交付するものとする。</u></p> <p>第 9 章 <u>インフラ投資法人の資産運用報告の表示事項等</u> (表紙の表示事項)</p> <p>第 33 条 <u>インフラ投資法人の資産運用報告の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。</u></p> <p>(1) 「<u>資産運用報告</u>」の表示 (2) <u>当該インフラ投資法人の名称</u> (3) <u>期別及び決算年月日</u> (4) <u>インフラ投資法人の本店の所在地</u></p> <p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第 34 条 <u>インフラ投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</u></p> <p>(1) <u>投資法人の運用状況等の推移 当期以前 5 期以上の営業期間の営業収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額(一口(一取引単位をいう。)当たり純資産額をいう。)及び自己資本比率を表示するものとする。</u></p> <p>(2) <u>当期の資産の運用の経過 当該不動産投資法人の運用の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。併せて、前期の資産運用報告に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。</u></p> <p>(3) <u>増資等の状況 当期中に公募による出資の増加等があった場合は、投資口の推移等について表示するものとする。</u></p> <p>(4) <u>分配金等の実績 当期以前 5 期以上の営業期間毎の分配金等について、利益からの分配金及び出資の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。</u></p> <p><u>なお、インフラ投信等規則第 43 条の 2 に規定する每期継続的な出資の払戻しを</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。</p> <p>また、インフラ投信等規則第43条の3に規定する每期継続的な出資の払戻し以外の出資の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。</p> <p>(5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて規約に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いるとともに簡潔に表示するものとする。</p> <p>(6) 対処すべき課題 当該インフラ投資法人の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項についての表示を省略することができるものとする。</p> <p>(7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該インフラ投資法人に生じた事実で、当該インフラ投資法人の運営、収益状況及び投資主の権利に係る重要な事実について表示するものとする。</p> <p>(8) 出資の状況 発行可能投資口総口数、発行済投資口数の総数及び投資主数を表示するものとする。</p> <p>(9) 投資口に関する事項 当期末において、発行済投資口（自己投資口を除く。）の総口数に対し、保有する投資口の比率が高い順に上位10名の投資主の氏名又は名称、当該投資主の保有する投資口の口数及び当該投資主の保有する投資口に係る当該割合を表示するものとする。</p> <p>(10) 役員等に関する事項 役員等（当該営業期間中在任していた者であって、当該営業期間の末日までに退任した者を含む）の氏名又は名称、地位及び担当、兼職の状況、その他重要な事項を表示するものとする。</p> <p>(11) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者 当期末における資産運用会社（投信法第2条第19項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）、資産保管会社及び一般事務受託者の名称を表示するものとする。</p> <p>(12) インフラ投資法人の財産の構成 当期末における資産の種類毎の額の資産総額に対する比率を表示するものとする。この場合、各資産の実質的なインフラ資産の組入比率及びインフラ投信等規則第3条第5項第3号及び第6項第2号に掲げる資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。</p> <p>(13) 主要な保有資産 当期末に保有している資産のうち期末の帳簿価額の上位10位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全賃貸可能面積及び全賃貸収入等に占める比率等を表示するものとする。</p> <p>(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。</p> <p>ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権について</p>	

新	旧
<p>は公共施設等運営権等明細表（投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表 6（14）組入資産明細に規定の表の他、特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人財産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第 1 項各号に定める基準への適合に関する事項を表示するものとする。</p> <p>また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表 6（14）組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。）、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項。）、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。</p> <p><u>(15) その他資産の状況</u> 当期末におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。</p> <p>ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産（ヘッジ手段として使用されているものをいう）についてはその表示を省略することができるものとする。</p> <p><u>(16) 国及び地域毎の資産保有状況</u> 複数の国及び地域の海外インフラ関連資産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示するものとする。</p> <p><u>(17) 資本的支出の予定</u> 当該資産運用報告の作成日前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。</p> <p><u>(18) 期中の資本的支出</u> 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。</p> <p><u>(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭</u> 長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前 5 期以上の営業期間（営業期間が 6 ヶ月未満のものは、作成期末から過去 5 年間の期間における営業期間とする。）について、各期末における当期首の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。</p> <p>なお、インフラ投信等規則第 43 条の 2 に規定する每期継続的な出資の払戻しを</p>	

新	旧
<p>行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。</p> <p>(20) <u>運用等に係る費用明細</u> 当期中にインフラ投資法人から支払われた費用の総額及び当該インフラ投資法人と契約を締結している外部委託先等に支払われた費用等を支払いの相手方別に区分して表示するものとする。</p> <p>(21) <u>借入状況</u> 当期末において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、当期首残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法、使途、担保の有無、担保物件及びその他特記事項をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(22) <u>投資法人債</u> 当期末において投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期首残高、当期末残高、利率、償還期限、償還方法及び使途等を銘柄毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(23) <u>短期投資法人債</u> 当期末において短期投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末残高、発行価額、償還価額等を銘柄毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(23) の 2 <u>新投資口予約権</u> 当期末において新投資口予約権の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末残高、発行価額、償還価額等を銘柄毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(24) <u>インフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況等</u> 当期中におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(25) <u>その他の資産の売買状況等</u> 当期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。</p> <p>(26) <u>特定資産の価格等の調査</u> 投資法人計算書類規則第73条第1項第19号に規定する事項について表示するものとする。</p> <p>(27) <u>利害関係人等との取引状況</u> 当期中における利害関係人等との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。  <u>なお、この場合の利害関係人等とは、以下の(イ)～(ハ)いずれかの要件を満たすものとする。</u>  (イ) <u>政令第123条に定める利害関係人等</u>  (ロ) <u>資産運用会社の利害関係人等とインフラ資産等に係る一任型の投資顧問契約を締結している法人等</u>  (ハ) <u>資産運用会社の利害関係人等が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等</u></p> <p>(28) <u>資産運用会社が営む兼業業務に係る当該資産運用会社との間の取引の状況等</u> 資産運用会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業又は不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当期中における当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者又は不動産特定共同事業者である当該資産運用会社との間の取引状況及び当該資産運用会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。</p> <p>(29) <u>資産、負債、元本及び損益の状況</u> 当期末における資産、負債、元本及び損益の</p>	

新	旧
<p>状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。</p> <p>(30) 減価償却額の算定方法の変更 当期末又は当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。</p> <p>(31) インフラ資産等及び不動産等の評価方法の変更 当期末又は当期中にインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等に規定する資産、不動産、不動産の賃借権又は地上権の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額、変更理由及びその他特記事項を表示するものとする。</p> <p>(32) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第6条の5に定める同規則第6条の3に掲げる取得等を行った場合に運用報告書等に記載する事項は以下に掲げるものとする。</p> <p>(イ) 自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無</p> <p>(ロ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間の取得、処分の履歴</p> <p>(ハ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率</p> <p>(ニ) その他、投資主等の保護の観点から必要な事項(当期末を含めて過去5年間に取得、処分を行っている場合に限る。)</p> <p>(33) お知らせ 当期中において、投信法第109条第2項第2号、第3号、第5号、第6号及び第8号に規定する事項について、当該インフラ投資法人の役員会で承認された場合その他重要と認める情報があった場合は、当該情報の内容を表示するものとする。ただし、当該情報の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りでない。</p> <p>*細則第16条</p> <p>2 注記表において表示された事項については、資産運用報告において省略できるものとする。</p> <p>(様式及び表示要領)</p> <p>第35条 インフラ投資法人の資産運用報告に係る前条に規定する表示事項(第2号、第5号から第8号、第11号、第14号①及び②、第26号及び第33号を除く。)は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。</p> <p>*インフラ投信等委員会決議2</p> <p>(不動産投資法人及びインフラ投資法人以外の投資法人の開示)</p> <p>第36条 不動産投資法人及びインフラ投資法人以外の投資法人の資産運用報告については、投資法人計算書類規則の規定によることを原則とし、この場合の不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の開示については、第26条及び</p>	

新	旧
<p><u>第34条の規定を参考として開示することとする。</u></p> <p><b>第10章 雑 則</b> (一括発注の開示)</p> <p><b>第37条</b> 委託会社は、当該委託会社のホームページにあらかじめ一括発注を行う場合の基本的考え方、対象有価証券等（運用規則第8条の2に規定するものをいう。）、対象取引、約定結果の配分方法、最良執行の基本方針、社内管理体制その他参考となる事項（以下「開示事項」という。）を開示するものとする。 なお、当該開示事項は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、「金商業等府令」という。）第182条第1項に規定する事業報告書の1. 業務の状況中の(19)①投資運用業に係る内部管理の状況の記載事項に含まれることに留意するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示)</p> <p><b>第38条</b> 委託会社は、デリバティブ取引に関し、「デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン」に基づき策定したリスク管理方法について、当該委託会社のホームページに当該リスク管理方法の概要を開示するものとする。</p> <p>(細 則)</p> <p><b>第39条</b> この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。</p> <p>(その他)</p> <p><b>第40条</b> 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。</p> <p>(所管委員会への委任)</p> <p><b>第41条</b> 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>附 則</b> <u>この改正は、平成27年 月 日から実施する。</u></p>	<p><b>第8章 雑 則</b> (一括発注の開示)</p> <p><b>第27条の2</b> 委託会社は、当該委託会社のホームページにあらかじめ一括発注を行う場合の基本的考え方、対象有価証券等（運用規則第8条の2に規定するものをいう。）、対象取引、約定結果の配分方法、最良執行の基本方針、社内管理体制その他参考となる事項（以下「開示事項」という。）を開示するものとする。 なお、当該開示事項は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、「金商業等府令」という。）第182条第1項に規定する事業報告書の1. 業務の状況中の(19)①投資運用業に係る内部管理の状況の記載事項に含まれることに留意するものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示)</p> <p><b>第27条の3</b> 委託会社は、デリバティブ取引に関し、「デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン」に基づき策定したリスク管理方法について、当該委託会社のホームページに当該リスク管理方法の概要を開示するものとする。</p> <p>(細 則)</p> <p><b>第28条</b> この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。</p> <p>(その他)</p> <p><b>第29条</b> 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。</p> <p>(所管委員会への委任)</p> <p><b>第30条</b> 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。</p> <p>2 (同 左)</p>